

（燃料装置）

第十五条 ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車の燃料装置は、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

2 ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員十一人以上の自動車、車両総重量が二・八トンを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、燃料漏れ防止に係る性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

（燃料装置）

第18条 ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第15条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 燃料タンク及び配管は、堅ろうで、振動、衝撃等により損傷を生じないように取り付けられていること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。
 - イ 配管（配管を保護するため、配管に保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材を除く。）が、走行中に他の部分と接触した痕跡があるもの
 - ロ 燃料タンク、配管又は接手部から燃料漏れがある又は他の部分との接触により燃料漏れが発生するおそれがあるもの
- 二 次項に掲げる自動車を除き、燃料タンクの配置は、次に掲げる基準に適合すること。
 - イ 原動機室内に配置されていないこと。ただし、燃料タンクが隔壁、仕切り等により原動機と分離して配置されている等その構造により衝突を受けたときに燃料タンクと原動機が接触するおそれがない自動車にあつてはこの限りでない。
 - ロ 正面衝突又は追突時に直接損傷を受ける位置に配置されていないこと。
- 三 燃料管の配管は、次に掲げる基準に適合すること。
 - イ 燃料配管の継手、弁等は排気管、消音器等高熱を発する装置に近接して設けられていないこと。ただし、適当な防熱板等で熱が遮断されている場合はこの限りでない。
 - ロ 燃料配管は、耐候性及び耐燃料性が十分であることについて試験されたものであること。
 - ハ 燃料配管は、車室内に直接露出して配管されていないこと。
- 四 次号に掲げる自動車を除き、プラスチック・タンクにあつては、次に掲げる基準に適合すること。
 - イ 寸法変化に対応できる取付方法であること。
 - ロ 直射日光、エンジン等の高温部による温度上昇の少ない取付方法であること。
 - ハ 転倒時等において路面と直接衝突しないような構造であること。
 - ニ 耐候性及び耐燃料性が十分であることについて試験されたものであること。
- 五 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）のプラスチック製燃料タンクは、別添16「乗用車用プラスチック製燃料タンクの技術基準」に定める基準に適合すること。
- 六 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、自動車の動揺により燃料が漏れない構造であること。
- 七 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、排気管の開口方向になく、かつ、排気管の開口部から300mm以上離れていること。
- 八 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、露出した電気端子及び電気開閉器から200mm以上離れていること。
- 九 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、座席又は立席のある車室（隔壁により仕切られた運転者室を除く。）の内部に開口していないこと。

- 2 ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他引火しやすい液体を燃料とする専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員11人以上の自動車、車両総重量が2.8 tを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）の燃料タンク及び配管の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第15条第2項の告示で定める基準は、別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」に定める基準とする。

（燃料装置）

第96条 ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第15条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 燃料タンク及び配管は、堅ろうで、振動、衝撃等により損傷を生じないように取り付けられていること。この場合において、次に掲げる燃料タンク及び配管はこの基準に適合しないものとする。

イ 配管（配管を保護するため、配管に保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材を除く。）が、走行中に他の部分と接触した痕跡があるもの又は接触するおそれがあるもの

ロ 燃料タンク、配管又は接手部から燃料漏れがあるもの

二 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車に備えるプラスチック製燃料タンクは、別添16「乗用車用プラスチック製燃料タンクの技術基準」に定める基準に適合すること。

三 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、自動車の動揺により燃料が漏れない構造であること。

四 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、排気管の開口方向になく、かつ、排気管の開口部から300mm以上離れていること。

五 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、露出した電気端子及び電気開閉器から200mm以上離れていること。

六 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、座席又は立席のある車室（隔壁により仕切られた運転者室を除く。）の内部に開口していないこと。

2 指定自動車等に備えられている燃料タンク及び配管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、前項第1号及び第2号に掲げる基準に適合するものとする。

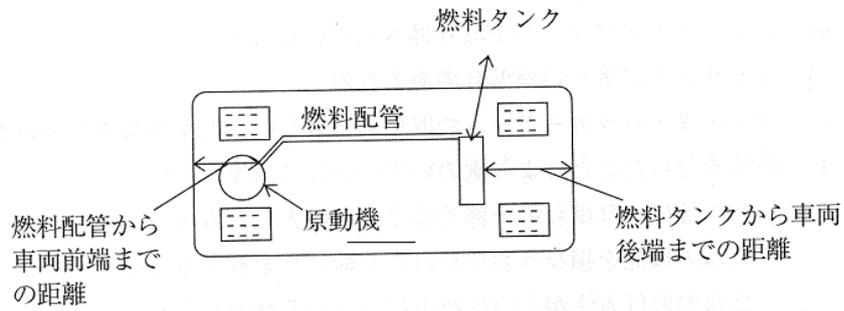
3 ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他引火しやすい液体を燃料とする専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員11人以上の自動車、車両総重量が2.8tを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）の燃料タンク及び配管の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第15条第2項の告示で定める基準は、別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」に定める基準とする。この場合において、指定自動車等に備えられている燃料タンク及び配管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

4 保安基準第1条の3ただし書きの規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置であって次の各号に掲げるものは、保安基準第15条第2項の基準に適合するものとする。

一 次に掲げるすべての事項に該当する燃料タンク及び配管

イ 燃料タンク及び配管の最前端部から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が420mm以上であり、かつ、燃料タンク及び配管の最後端部から車両後端までの

車両中心線に平行な水平距離が65mm以上であるもの



- ロ 燃料タンク及び配管（ホイールベース間に備えられたものを除く。）が、自動車の下面を除き、車外に露出していないもの
 - ハ 燃料タンク及び配管の付近に、衝突時等において損傷を与えるおそれのある鋭利な突起物がないもの
- 二 協定規則第34号に適合するもの

（燃料装置）

第174条 ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第15条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 燃料タンク及び配管は、堅ろうで、振動、衝撃等により損傷を生じないように取り付けられていること。この場合において、次に掲げる燃料タンク及び配管はこの基準に適合しないものとする。

イ 配管（配管を保護するため、配管に保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材を除く。）が、走行中に他の部分と接触した痕跡があるもの又は接触するおそれがあるもの

ロ 燃料タンク、配管又は接手部から燃料漏れがあるもの

二 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、自動車の動揺により燃料が漏れない構造であること。

三 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、排気管の開口方向になく、かつ、排気管の開口部から300mm以上離れていること。

四 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、露出した電気端子及び電気開閉器から200mm以上離れていること。

五 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、座席又は立席のある車室（隔壁により仕切られた運転者室を除く。）の内部に開口していないこと。

2 指定自動車等に備えられている燃料タンク及び配管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、前項第1号に掲げる基準に適合するものとする。

3 ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他引火しやすい液体を燃料とする専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員11人以上の自動車、車両総重量が2.8tを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）の燃料タンク及び配管の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第15条第2項の告示で定める基準は、当該自動車が衝突、追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ない構造であることとする。この場合において、次に掲げる燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられている燃料タンク及び配管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置

二 新規検査、予備検査又は構造等変更検査の際に提示のあった燃料タンク及び配管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置

三 保安基準第1条の3ただし書きの規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める燃料装置であって、第96条第4項の規定によるもの